



平成 21 年 1 月 16 日

各 位

東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長 一瀬 邦夫
(コード番号：3053)

問い合わせ先 取締役 青木 一夫
経営企画室長
電話番号 03 (3829) 3210

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 16 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

【改定後】

内部統制システム構築の基本方針

会社法第 362 条第 5 項ならびに関連する諸法令規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり整備・運用しております。

1. 事業運営の基本方針

当社は、正笑の原則（すぐやる、正しくやる、正しく笑う）に基づき以下の「社是」「経営理念」「経営方針」「店訓」を事業運営の基本方針とします。

「社是」

- ・感謝
- ・創造
- ・努力

「経営理念」

- ・お客様の笑顔
- ・お取引先の笑顔

- ・皆が喜ぶ私の仕事
- ・地域社会も豊かにします

「経営方針」

- ・従業員と共に夢を実現する経営
- ・お店をきれいにします
- ・おいしい料理を提供します
- ・お客様に喜んでいただく努力をします

「店訓」

- ・お客様は常にわれわれの審査員と思い、より満足される味を追求します。
- ・自身に魅力のない商品は、お客様にお売りしてはいけません。
- ・お客様を友人または知人の来店と思い、もって礼儀正しく、真心のこもったサービスに努めます。
- ・仕入先および納入業者さんに対しても、常に感謝の心を忘れません。
- ・日ごろの自己管理を厳しく、もって常にベストコンディションで作業に当たります。
- ・優先順位を考え、効率の追求をします。

また、社員各自は、上記「社是」「経営理念」「経営方針」「店訓」を具体的行動の拠り所と認識し、日々の業務を遂行します。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は「1. 事業運営の基本方針」に記した「社是」「経営理念」「経営方針」「店訓」に関し、代表取締役がその精神を、取締役及び使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守、及び「正笑」が企業活動の原点であることを周知徹底します。
- ②監査役と内部監査担当は十分な連携を行い、法令及び定款上における問題の有無を調査の上、取締役会やコンプライアンス委員会（以下、「取締役会等」とする。）に報告します。取締役会等は、適宜コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- ③取締役及び使用人が、主体的に法令および定款等を遵守する体制として、経営企画室は、コンプライアンス研修会を開催し、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに係る必要な研修を行っております。また、当社はペッパーフードサービス倫理憲章を制定し、その指導と周知に取り組むことで、企業倫理の重要性を継続的に喚起しております。
- ④コンプライアンス違反が行われた場合、または行われようとしていることに気がついた場合、直ちに相談・通報が行われる体制として、コンプライアンス・ホットラインを設置し、コンプライアンス違反の未然防止や、その早期発見と適切な対応を行います。また、相談・通報を行った使用人に対し、不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定し、当該通報者の保護を徹底します。
- ⑤市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、忽然とした態度で臨みます。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他重要な会議の意思決定に係る議事録や稟議書類等について、法令および当社で定める規程に基づき、定められた期間保存及び管理するとともに、取締役または監査役等からの要請などに応じて閲覧できる状態の維持を行っております。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社が直面する、あるいは発生する可能性のあるリスクに対して、組織的かつ適切な予防策を講じることで、企業価値を高めることを目的に、取締役及び監査役が委員を務めるリスク管理委員会を定期開催しております。同委員会では、識別したリスクとその対応について協議し、リスクへの対応に不備が認められる際には、必要な改善指示を行い、各部門長はリスクへの対応を見直します。
- ②重要案件について、毎週定期開催される経営会議、または毎月開催の取締役会にて、リスク等も含め、十分に審議しております。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①毎月定例開催する取締役会は、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行っています。また、必要に応じて臨時取締役会を開催するなどし、効率的かつ迅速な運営を図ります。
- ②毎週開催の経営会議にて、取締役会へ上程される議案の事前審議を行うことで、審議の充実を図るほか、取締役会から委譲された権限の範囲内で経営上の重要な事項等を審議し、機動的な意思決定を行っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役と協議の上、その人選を行い、監査役を補助すべき使用人として使用することができます。なお、監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとします。

7. 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合のほか、会社経営及び事業運営上の重要事項について、監査役会に報告を行います。
- ②監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。
- ③「監査役会規程」「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査担当者及び会計監査人と情報の交換を行うなど連携を保ち、自らの監査成果の達成を図ります。